

特定調達品目の追加等の概要(案)に対する主な意見の概要及びそれに対する考え方

1. 品目及び基準(案)についての意見

分類	主な意見の概要	考え方	件数
ダストブロワー	・ダストブロワーの追加に賛同する	－	1
OHPフィルム	・植物由来プラスチックの追加に賛同する	－	2
	・誤解を招くおそれがあるため「又は」を「あるいは」に修正すべき	・「又は」については、法令用語の用法に従っており、原文のとおりとします。	1
ファイル	・植物由来プラスチックの追加に賛同する	－	2
	・誤解を招くおそれがあるため「又は」を「あるいは」に修正すべき	・「又は」については、法令用語の用法に従っており、原文のとおりとします。	1
コピー機等	・判断基準の見直しに関しては、復帰時間の基準を検討するのではなく、複合機、カラー機等の機器を含めたトータルな消費電力量の削減に向けた抜本的な試験方法の見直しこそが優先されるべき	・現行基準において実使用を考慮した消費電力量の削減のために、復帰時間などの基準が既に設定されています。こうした復帰時間も含め、具体的な判断の基準の見直しについては、今後の技術の開発・普及、科学的知見の充実等の状況に応じて検討する予定です。	1
	・コピー速度の区分ごとに販売されている機器の有無を精査すべき	・ご意見を考慮しつつ、コピー機の対象範囲を見直すこととします。	1
デジタル印刷機	・エネルギー消費効率の算出方法が適切か疑問	・判断の基準を強化又は拡充することについては、今後いただく提案や、技術の開発・普及、科学的知見の充実等の状況に応じて適宜見直しを検討することとします。	1
電気冷蔵庫等	・配慮事項の「有機溶剤及び臭気の少ない塗料」には適合困難であり、時期尚早	・配慮事項は特定調達物品等であるための要件ではありません。配慮事項に記載することにより、有機溶剤及び臭気の少ない塗料の使用が促進されることを期待するものです。	1
電気便座	・公共施設における利用に当たっては、瞬間式の温水洗浄便座を品目の対象とすべき	・貯湯式か瞬間式かは、ニーズによって選択されているものであり、電気便座のうちのそれぞれの区分のものを選択する場合の判断の基準としています。	1
	・省エネ法の前倒しになる判断の基準は時期尚早	・電気便座の基準は、省エネ法に基づく判断の基準を用いていますが、グリーン購入法においては、出荷する機器全体を対象とした基準の達成をもとめるものではありません。	1
ストーブ	・配慮事項の「再生プラスチック材が多く使用されていること」を削除すべき	・配慮事項は特定調達物品等であるための要件ではありません。配慮事項に記載することにより、使用されているプラスチックのうち、可能な範囲で再生プラスチックの使用が促進されることを期待するものです。	1
	・窒素酸化物の発生や一酸化炭素の発生の可能性があり、グリーン購入の対象品目として相応しくない	・ストーブの判断の基準は、ストーブを選択する場合の基準であり、他の機器と比較したものではありません。	1
電気給湯器(など4品目)	・電気給湯器の成績係数3.50以上は、ガス・石油給湯器に比べ高すぎる。見直すべき	・電気給湯器の判断の基準は、電気給湯器を選択する場合の基準であり、他の機器と比較したものではありません。	8
	・電気給湯器の成績係数3.50以上は、ガス・石油給湯器との基準の統一が図られていない。見直すべき		1
	・電気式給湯機は使用箇所におけるNOxの排出がなく、CO2削減にも寄与することから、一層普及が図られるべきと考えるが、ガス・石油給湯器に比べ判断基準が厳しい。見直すべき		1
	・電気給湯器の成績係数3.50以上の根拠が不明確。引き下げるべき	・現在販売されているヒートポンプ給湯器の全体のうち、効率の高いものとして設定しています。	1
	・「貯湯式給湯器」だけでなく「瞬間式給湯器」も判断基準を設けるための検討を行うべき	・判断の基準を強化又は拡充することについては、今後いただく提案や、技術の開発・普及、科学的知見の充実等の状況に応じて適宜見直しを検討することとします。	1
	・主に深夜電力を利用する電気温水器については、夜間の余剰電力である深夜電力を利用していることから、エネルギーの有効利用に資する機器であり、電気給湯器からは除外すべき	・ヒートポンプ給湯器も深夜電力のみでの利用は可能です。	1
	・ヒートポンプ式温水器への代替ができない150L未満の電気温水器は、電気給湯器から除外すべき	・ご意見を考慮しつつ、対象範囲の記述を行います。	1
ガス温水機器	・備考の13Aのガスグループに属するものが調達品目の対象であることが明確に分かる表現に変更すべき	・ご意見を考慮しつつ、表現の適正化を図ります。	1
	・備考または注意書として潜熱回収型給湯器(給湯エネルギー消費効率が90%以上であるガス温水機器)については暖房兼用ガス温水機器についても調達品目の対象とするという特例を設けることに関する記載を追加すべき	・判断の基準を強化又は拡充することについては、今後いただく提案や、技術の開発・普及、科学的知見の充実等の状況に応じて適宜見直しを検討することとします。	1
	・配慮事項の「再生プラスチック材が多く使用されていること」を削除すべき	・配慮事項は特定調達物品等であるための要件ではありません。配慮事項に記載することにより、使用されているプラスチックのうち、可能な範囲で再生プラスチックの使用が促進されることを期待するものです。	1

分類	主な意見の概要	考え方	件数
	・ 備考の「業務の用に供するために製造されたもの」を削除すべき	・ 当基準が引用している省エネ法に基づくガス温水機器の判断基準は、「業務の用に供するために製造されたもの」を除いたものを対象に設定された基準であり、「業務の用に供するために製造されたもの」を当基準の対象とすることは不適当と考えます。	1
	・ NOx等の排出を伴うものであり、室内に設置するものは対象からはずすべき	・ ガス温水機器の判断の基準は、ガス温水機器のうちのそれぞれの区分のものを選択する場合の基準であり、他の機器と比較したものではありません。	1
石油温水機器	・ 配慮事項の「再生プラスチック材が多く使用されていること」を削除すべき	・ 配慮事項は特定調達物品等であるための要件ではありません。配慮事項に記載することにより、使用されているプラスチックのうち、可能な範囲で再生プラスチックの使用が促進されることを期待するものです。	1
	・ 備考の「業務の用に供するために製造されたもの」を削除すべき	・ 当基準が引用している省エネ法に基づく石油温水機器の判断基準は、「業務の用に供するために製造されたもの」を除いたものを対象に設定された基準であり、「業務の用に供するために製造されたもの」を当基準の対象とすることは不適当と考えます。	1
	・ NOx等の排出を伴うものであり、対象からはずすべき	・ 石油温水機器の判断の基準は、石油温水機器を選択する場合の基準であり、他の機器と比較したものではありません。	1
ガス調理機器	・ 備考の13Aのガスグループに属するものが調達品目の対象であることが明確に分かる表現に変更すべき	・ ご意見を考慮しつつ、表現の適正化を図ります。	1
	・ 配慮事項の「再生プラスチック材が多く使用されていること」を削除すべき	・ 配慮事項は特定調達物品等であるための要件ではありません。配慮事項に記載することにより、使用されているプラスチックのうち、可能な範囲で再生プラスチックの使用が促進されることを期待するものです。	1
	・ 室内でNOx等の排出を伴うものであり、対象からはずすべき	・ ガス調理機器の判断の基準は、ガス調理機器を選択する場合の基準であり、他の機器と比較したものではありません。	1
マットレス	・ フェルトの定義を追記すべき	・ ご意見を考慮し、フェルトの定義を追記することとします。	1
	・ 「ポリエステル短繊維を熱接着等により接合させた硬綿については、【判断の基準】を適用すること」を追記すべき	・ ご意見を考慮しつつ、表現の適正化を図ります。	1
	・ 未利用繊維の定義を追記すべき	・ パブリックコメントでは、追加、変更箇所のみを掲載しており、マットレスの基準における未利用繊維の定義の記述については変更はありません。	1
	・ 具体的な部品が不明確であるため、従前どおりの判断の基準とすべき	・ ポリエステルを使用している部品が特定出来れば良く、特定の部品を指定してはではありません。なお、当該基準の見直しは、ポリエステルを使用する場合に於ける再生ポリエステルの使用促進を意図していることを、より明確にしたものです。	1
公共工事			
エコセメント	・ エコセメントの追加に賛同する	—	1
フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	・ 判断の基準として「混和材にコンクリート1m ³ 当たりkg以上のフライアッシュを使用していること」とし、使用量の定義を明確にすべき	・ 使用量の定義は明確であると考えられ、原文のままとします。（高炉セメントの記載に準拠）	1
再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	・ 再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）の追加に賛同する	—	2
	・ 再生材料を用いた舗装用ブロックは「焼成」を「焼成及びコンクリート成型」とすべき	・ 環境負荷低減効果および品質確保の確実さが確認できたものを定めたものです。また、他のものについては、パブリックコメントにおいて示した特定調達品目検討に当たっての基本的考え方に従い、別途検討した上で判断する必要があります。	2
	・ 「土壌汚染対策法施行規則」の溶出基準、含有量基準のクリアを前提として、非焼成も追加すべき	・ 環境負荷低減効果および品質確保の確実さが確認できたものを定めたものです。また、他のものについては、パブリックコメントにおいて示した特定調達品目検討に当たっての基本的考え方に従い、別途検討した上で判断する必要があります。	1
	・ 「焼成でないもの」は何が該当するのか	・ コンクリート成型等による常温成型品であり、ブロック成型時に焼成しないものになります。	1
	・ 「廃プラスチック、廃ゴム」があるが、「焼成したもの」という基準を明確にすべき	・ ご意見を考慮し、判断の基準にある原料となる再生材料の中から、廃プラスチック及び廃ゴムを削除します。	1
	・ 「廃タイヤを用いた舗装用弾性ブロック」と「再生プラスチックを用いた舗装用弾性ブロック」は特定調達品目の舗装材の中に入るのか回答願いたい	・ 個別の提案については、その検討結果および理由等を別途お知らせします。	1

分類	主な意見の概要	考え方	件数
	・再生材料を用いることが重要で、焼成で無いものでも追加すべき	・環境負荷低減効果および品質確保の確実さが確認できたものを定めたものです。また、他のものについては、パブリックコメントにおいて示した特定調達品目検討に当たっての基本的考え方に従い、別途検討した上で判断する必要があります。	1
	・砕石や粒子を現地施工する場合も追加すべき	・環境負荷低減効果および品質確保の確実さが確認できたものを定めたものです。また、他のものについては、パブリックコメントにおいて示した特定調達品目検討に当たっての基本的考え方に従い、別途検討した上で判断する必要があります。	1
	・非焼成の舗装用ブロック（インターロッキングブロックなど）及び溶融スラグを混合した道路用骨材（加熱アスファルト混合物、路盤材用）も品目に追加すべき	・環境負荷低減効果および品質確保の確実さが確認できたものを定めたものです。また、他のものについては、パブリックコメントにおいて示した特定調達品目検討に当たっての基本的考え方に従い、別途検討した上で判断する必要があります。	1
	・再生材料を用いた舗装用ブロックを「焼成」に限定せず、「常温成型品」も認めるべき	・環境負荷低減効果および品質確保の確実さが確認できたものを定めたものです。また、他のものについては、パブリックコメントにおいて示した特定調達品目検討に当たっての基本的考え方に従い、別途検討した上で判断する必要があります。	1
	・（焼成）とした理由如何	・環境負荷低減効果および品質確保の確実さが確認できたものを定めたものです。また、他のものについては、パブリックコメントにおいて示した特定調達品目検討に当たっての基本的考え方に従い、別途検討した上で判断する必要があります。	1
	・廃プラスチック、廃ゴムを原料として使用している舗装材は、焼成にあたるか	・個別の提案については、その検討結果および理由等を別途お知らせします。	1
	・廃プラスチック、廃ゴムを焼成する条件如何。また、焼成して作られた物性はどのようなものか	・ご意見を考慮し、判断の基準にある原料となる再生材料の中から、廃プラスチック及び廃ゴムを削除します。	1
	・廃プラスチック、廃ゴムが焼成困難な原料である場合は、品目名及び判断の基準の「焼成」を削除すべき	・環境負荷低減効果および品質確保の確実さが確認できたものを定めたものです。また、他のものについては、パブリックコメントにおいて示した特定調達品目検討に当たっての基本的考え方に従い、別途検討した上で判断する必要があります。	1
	・再生材料を用いた舗装用ブロックには、再生材料を用いた舗装用普通レンガも含まれると解釈してよいか。	・個別の提案については、その検討結果および理由等を別途お知らせします。	1
製材	・間伐材の利用促進の観点から追加に賛同する	－	1
	・木材そのものが循環型の自然素材であることを鑑み、未利用材の有効利用だけでなく、(1)合法的に伐採・取引された木材であること、(2)原生林伐採による木材でないこと、(3)適切に管理された人工林や森林認証林からの木材であること、の3点を基準とすべき	・いくつかの森林認証制度が確認できるが、それぞれ認証要件が異なることから、どの水準が適当なのか精査が必要なこと 各国における制度確立の進捗状況等を勘案する必要があること 等から、現段階で盛り込むことは困難と考えます。	1
集成材	・間伐材の利用促進の観点から追加に賛同する	－	1
	・木材そのものが循環型の自然素材であることを鑑み、未利用材の有効利用だけでなく、(1)合法的に伐採・取引された木材であること、(2)原生林伐採による木材でないこと、(3)適切に管理された人工林や森林認証林からの木材であること、の3点を基準とすべき	・いくつかの森林認証制度が確認できるが、それぞれ認証要件が異なることから、どの水準が適当なのか精査が必要なこと 各国における制度確立の進捗状況等を勘案する必要があること 等から、現段階で盛り込むことは困難と考えます。	1
	・備考2の意味が不明。ご教示いただきたい	・特定調達品目は、判断の基準に適合するものを国等の各機関ごとに目標を定めて調達を推進する環境物品等の種類をいいますが、当該備考については、この品目の対象となる範囲の考え方を明示しているものです。 当該備考については、弾力性、耐摩耗性等の機能的特性を重視せざるを得ない部材として、入手が極めて困難な樹種を選択せざるを得ない場合については、この目標を定める品目の対象外とすることを示しているものです。 なお、この品目の対象外となるものを調達から排除するものではありません。	1
合板	・間伐材の利用促進の観点から追加に賛同する	－	1
	・10%残材を混入した合板が、効果的で大幅な環境負荷の低減になるのか疑問	・合板の生産量等の現状に鑑み、これまでほとんど合板の原料として使用されていなかった間伐材等が、その原料として利用促進されることは有効と考えます。	1
	・木材そのものが循環型の自然素材であることを鑑み、未利用材の有効利用だけでなく、(1)合法的に伐採・取引された木材であること、(2)原生林伐採による木材でないこと、(3)適切に管理された人工林や森林認証林からの木材であること、の3点を基準とすべき	・いくつかの森林認証制度が確認できるが、それぞれ認証要件が異なることから、どの水準が適当なのか精査が必要なこと 各国における制度確立の進捗状況等を勘案する必要があること 等から、現段階で盛り込むことは困難と考えます。	1

分類	主な意見の概要	考え方	件数
	・備考2の意味が不明。ご教示いただきたい	・特定調達品目は、判断の基準に適合するものを国等の各機関ごとに目標を定めて調達を推進する環境物品等の種類をいいますが、当該備考については、この品目の対象となる範囲の考え方を明示しているものです。 当該備考については、弾力性、耐摩耗性等の機能的特性を重視せざるを得ない部材として、入手が極めて困難な樹種を選択せざるを得ない場合については、この目標を定める品目の対象外とすることを示しているものです。 なお、この品目の対象外となるものを調達から排除するものではありません。	1
単板積層材	・間伐材の利用促進の観点から追加に賛同する	－	1
	・木材そのものが循環型の自然素材であることを鑑み、未利用材の有効利用だけではなく、(1)合法的に伐採・取引された木材であること、(2)原生林伐採による木材でないこと、(3)適切に管理された人工林や森林認証林からの木材であること、の3点を基準とすべき	・いくつかの森林認証制度が確認できるが、それぞれ認証要件が異なることから、どの水準が適当なのか精査が必要なこと 各国における制度確立の進捗状況等を勘案する必要があること 等から、現段階で盛り込むことは困難と考えます。	1
	・備考2の意味が不明。ご教示いただきたい	・特定調達品目は、判断の基準に適合するものを国等の各機関ごとに目標を定めて調達を推進する環境物品等の種類をいいますが、当該備考については、この品目の対象となる範囲の考え方を明示しているものです。 当該備考については、弾力性、耐摩耗性等の機能的特性を重視せざるを得ない部材として、入手が極めて困難な樹種を選択せざるを得ない場合については、この目標を定める品目の対象外とすることを示しているものです。 なお、この品目の対象外となるものを調達から排除するものではありません。	1
断熱材	・オゾン層破壊物質及びHFCにおける「含有」を「使用」とすべき	・ご意見を考慮し、修正することとします。	1
	・「平均温度（試験対温度）は20」を「20（+3、-2）」とすべき	・ご意見を考慮し、修正することとします。	1
	・発泡剤として使用した断熱性の高いガスの漏洩による断熱材の経時的な劣化について配慮すべき	・配慮事項において、「長期的に断熱性能を保持しつつ」と規定しており、ご意見の趣旨は含まれていると判断します。また、今後の科学的知見の充実や評価方法の検討等を踏まえて、判断の基準や配慮事項の見直し等を検討することとします。	1
	・発泡剤の漏洩による断熱性能の経時劣化、フロン系化合物等を発泡剤に用いた場合の使用時・廃棄時の漏洩による地球温暖化への影響等について、現時点で可能なライフサイクル評価を盛り込むべき	・断熱材におけるライフサイクルを通じた評価については、今後の科学的知見の充実や、評価方法の検討等を踏まえて、判断の基準や配慮事項の見直し等を検討することとします。	1
	・発泡剤として使用されるハイドロカーボン類による大気汚染への影響についても十分に配慮すべき	・今後の技術の開発・普及、科学的知見の充実等の状況に応じて適宜見直しを検討することとします。	1
	・判断の基準は、既に一般品において達成されているレベルであることからあえて記載の必要はないと考える。記載するのであればより高いレベルが望ましい	・判断の基準を強化又は拡充することについては、今後の技術の開発・普及、科学的知見の充実等の状況に応じて適宜見直しを検討することとします。	1
	・判断の基準は「断熱材料のうち発泡プラスチック断熱材であって、熱伝導率が $0.028W/(m \cdot K)$ { $0.024kcal/m \cdot h \cdot$ }よりも大きいものについては、ハイドロフルオロカーボンを含有していないこと。」にすべき	・「超える」は、法令の用語上、その基準数値を含まずに、それより多いという場合であり、原文のとおりとします。	1
	・判断の基準に対応した配慮事項であることを明確にするため修正すべき	・配慮事項に記載している内容については、長期的に断熱性能を保持すること等、熱伝導率の程度に係らず配慮すべき事項を含んでおり、判断の基準と直接に対比したものではありません。	1
変圧器	・備考4を削除するか配慮事項を修正すべき (備考4の記述により、例えば米国の標準品に対し、入札を制限することは好ましくない。一方で、有利に取り扱うべきでない。)	・本判断基準においては、標準仕様状態以外で使用するものについても対象としており、対象を制限するものではありません。また、標準仕様状態以外で使用するものについては、主に受注生産により設計製作されるものであり、標準品と損失特性が異なることから、標準品とは区分して基準値を設定することが妥当だと考えます。	1
	・対象としていない変圧器についても、配慮事項で効率が高いものを採用することに言及すべき	・配慮事項は当該品目に対する配慮事項であり、それ以外のものに言及するものではありません。 グリーン購入法の趣旨から、特定調達品目以外の品目についても、積極的に環境負荷低減効果の高いものを選択することに努めるべきであることは当然と考えます。	1
	・維持管理段階における環境負荷低減効果を勘案し、配慮事項を追記すべき	・ご意見を配慮しつつ、表現の適正化を図ります。	1
	・変圧器種類の選定に当たっては実用若しくは想定年間平均等価負荷率を考慮し選定する旨配慮事項に追記すべき		3

分類	主な意見の概要	考え方	件数
低品質土有効利用工法	・判断基準として当該現場内のみで制限することなく、他現場への転用利用を可能とすべき	・現場内での再利用により建設発生土の発生抑制に資するという環境負荷低減効果に着目して品目選定しています。なお、現場外へ処理土を搬出する場合は該当する個別品目について申請された場合には改めて検討します。	1
	・現場で土質改良し利用すれば当該品目の調達に該当するの	・粘性土等の低品質土が発生する現場において、現場内での再利用により建設発生土の発生抑制に資するものであれば、当該工法に該当します。ただし、品質、機能等、調達される物品等に期待される一般的事項については、判断の基準とは別に確保される必要があります。	1
機器類や家電製品、照明などの「配慮事項」における塗装	・有害重金属である鉛、クロム、亜鉛については配慮事項で「含まない」とすべき。さらに、判断の基準とすべき	・判断の基準を強化又は拡充することについては、今後いただく提案や、技術の開発・普及、科学的知見の充実等の状況に応じて適宜見直しを検討することとします。	1
包装材の配慮事項	・配慮事項への包装材の追記については、削除すべき	・配慮事項は特定調達物品等であるための要件ではありません。配慮事項に記載することにより、包装材のリユース等が促進されることを期待するものです。	2
	・配慮事項への包装材の追記については、時期尚早		2
	・配慮事項への包装材の追記については、見直すべき		1
	・容器包装リサイクル法を遵守すればよいのか判断が困難	・一般廃棄物が対象とされている容器包装リサイクル法とは対象が異なっており、また、再商品化義務の容器包装区分の対象も限られています。	1
	・梱包材の規格統一等により事業者が協力して梱包材のリサイクルシステムの構築を推進すべき	・グリーン購入は、物品等の購入の側面から製造者等の環境行動にも影響を与えるものであり、御意見のようなことについても期待するところ です。	1
	・配慮事項への包装材の追記の意味は、社会に回収システム及び再使用又は再生利用システムがあればよいとの判断か	・方法を特定するものではありませんが、事業者自らの責任において回収され再利用等がなされることを想定しています。	1

2. 品目の追加等に関する意見

主な意見の概要	考え方	件数
・今回の追加・見直し部分以外の品目の追加及び既存品目の判断基準の見直し等に関する意見のうち、以前に特定調達品目に関しての提案をいただいているものに関する意見	・「国及び独立行政法人等による調達がない、または、極めて少ないもの」「既に十分に普及しているもの」を除き、パブリックコメントにおいて示した特定調達品目検討に当たっての基本的考え方に従い、いただいた提案を参考に、検討を行っており、個別の提案については、その検討結果および理由等を別途お知らせします。	23
・今回の追加・見直し部分以外の品目の追加及び既存品目の判断基準の見直し等に関する意見のうち、特定調達品目に関しての提案をいただいていないものに関する意見	・新しい品目の追加や判断の基準の強化、拡充等を行うことについては、今後いただく提案や、技術の開発・普及、科学的知見の充実等の状況に応じて適宜見直しを検討することとします。次回以降の提案募集に当たり、あらためて提案資料をご提出ください。	18

3. その他の意見

今回のパブリックコメントの対象となっているものではありませんが、今後の運営にあたり、適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。

分類	主な意見の概要	件数
制度全般に関する意見	・地域の産業・技術レベル・実状等に応じた品目や基準を定めてグリーン購入を行うよう制度運用ができないか	1
品目選定の考え方に関する意見	・試験施工の段階において品目として設定してはどうか	1
	・特定調達品目の追加等の概要（案）の作成にあたって、環境保護関係団体の意見を聞くべき	1
	・見直しのプロセスについて、パブリックコメントとは別に、公聴会のような形で直接国民からの意見をヒアリングする場を設けることを検討すべき	1
	・案をつくるにあたってどういった団体の意見を参考にしたのか公表すべき。特定調達品目の検討にあたっては商品に関わるさまざまな立場・分野の人々を集めたバランスのとれた委員会が必要	1
	・エコマーク等の既存環境ラベルとの整合を図る必要があるのではない	1
	・環境ラベルとグリーン調達を結びつけることについて、検討いただきたい	1
	・エネルギー源の異なる機器について相互比較をおこなうべき 地球温暖化や化石燃料資源削減の観点から単なる機器効率ではなくCO2排出量で評価するのが妥当ではないか	1
	・環境負荷の少ない物品の選定とともに、その調達量や環境負荷低減効果の評価が必要	1
	・公共工事のカテゴリーは、用途・機能性を付記した品目名とする等、実態を踏まえ合理的なものとするべき	1
	・特許権を絡めて掲載・記述方法を明確化すべき	1